

令和6年9月26日

令和7年度 中野区保育所等のご案内正誤表

令和6年8月発行「中野区保育所等のご案内」の内容に変更がありましたのでお知らせいたします。

P.35

上のお子さんの在園中に下のお子さんの育児休業を取得するとき

上のお子さんの在園を継続する場合

変更前	変更後
在園しているお子さんの下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入所している場合、保護者が育児休業中に限り、下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日まで上のお子さんの在園が認められる。 但し、下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月に保育所等に入園できない等の理由により保護者が育児休業を延長する場合は、育児休業中に限り、最大で、下のお子さんが満2歳に達する日の属する月の末日まで在園が認められる。	在園しているお子さんの下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入所している場合、保護者が育児休業中に限り、下のお子さんが満3歳に達する日の属する年度の3月31日まで上のお子さんの在園が認められる。

改正後の内容の詳細につきましては、下記HPで掲載しておりますので併せてご確認ください。

[https://www.city.tokyo-](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/hoikuen/hoikuen/zaienji/ikyucyu.html)

[nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/hoikuen/hoikuen/zaienji/ikyucyu.html](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/hoikuen/hoikuen/zaienji/ikyucyu.html)

<担当・問い合わせ先>

教育・保育支給認定係 03-3228-5793